

随意契約の契約後公表

公益財団法人広島市文化財団会計処理規則第52条の規定により随意契約を締結したので、次のとおり公表します。

契約に係る 役務の名称	契約事務を 担当する部署	契約締結日	契約者	契約金額（税込）	契約の相手方とした理由
広島市中央公民館ほか70館当直業務及び開館時当直業務	広島市中区袋町6番36号 ひと・まちネットワーク部管理課	令和5年4月1日	広島市中区西白島町2番36号 (公社)広島県シルバー人材センター連合会	当直業務 1,269円(基本料金) 1,587円(深夜料金) 開館時当直業務 1,453円	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であって、本件調達の実行が可能であり、見積書を提出した者の中から、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示したため